

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第19号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年2月8日 01時37分ごろ	
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬灯台から真方位303° 7.3海里付近 (概位 北緯34° 38.7′ 東経136° 53.7′)	
事故等調査の経過	平成22年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{オリエント チャレンジャー} ORIENTE CHALLENGER (パナマ共和国)、14,734トン 9236858 (IMO 番号)、ORIENTE MARITIME S.A. B 漁船 ^{こうかん} 幸幹丸、7.9トン AC2-4235 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A (フィリピン共和国籍)、締結国資格受有者承認証 船長 (パナマ共和国発給) 水先人、伊良湖三河湾水先区1級水先人水先免状 B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B なし	
損傷	A 左舷外板中央部に擦過痕 B 船首部脱落	
事故等の経過	A船は、船長Aほか18人が乗り組み、水先人の操船指揮のもと、伊良湖水道航路の北方海域を北西進中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、オートパイロットで北東進中、平成22年2月8日01時37分ごろ、A船左舷中央部とB船船首部が衝突した。 両船とも負傷者はなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m	
その他の事項	A船は、水先人が水先し、13.8ノット (kn) で北西進中であった。 A船は、左舷方から接近するB船に気付いたのは、衝突の約3分前で、警告信号は行わなかったが、急速にせん光5回以上発する信号を実施した。 B船は、約11～12kn で北東進し、船長B及び甲板員Bとも漁獲物の仕分け作業に携わり、見張りを行っていなかったため、A船及びA船の信号に気付かなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は北西進中、B船は北東進中、伊良湖水道航路の北方海域において、両船が衝突したものと考えられる。 A船は、水先人の水先により航行中、警告信号を

		<p>行わなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、漁獲物の仕分け作業のため、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、伊良湖水道航路の北方海域において、A船が水先人の水先により北西進中、B船が北東進中、A船が警告信号を行わず、また、B船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	